

エコスイッチでんき

〈約款・コース別説明書〉

目次

I 総 則	1
1 適用	1
2 約款の変更	1
3 定義	1
4 単位および端数処理	1
5 実施細目	2
II 契約の申込み	2
6 需給契約の申込み	2
7 需給契約の成立および契約期間	2
8 需要場所	2
9 需給契約の単位	3
10 供給の開始	3
11 供給の単位	3
12 承諾の限界	3
III 契約種別および料金・提供サービス	3
13 契約種別および電気料金	3
14 会員サービス	3
IV 料金の算定および支払い	3
15 料金の適用開始の時期	3
16 検針日	3
17 料金の算定期間	3
18 使用電力量の計量	3
19 料金の算定	3
20 日割計算	3
21 料金の支払義務および支払期日	3
22 料金その他の支払方法	4
23 延滞利息	4

24 期限の利益の喪失.....	4
25 合意管轄.....	4
V 使用および供給.....	4
26 適正契約の保持.....	4
27 力率の保持.....	4
28 需要場所への立入りによる業務の実施.....	4
29 電気の使用にともなうお客様の協力.....	5
30 違約金.....	5
31 供給の中止又は使用の制限もしくは中止.....	5
32 損害賠償の免責.....	5
33 設備の賠償.....	5
VI 契約の変更および終了.....	5
34 需給契約の変更.....	5
35 名義の変更.....	5
36 需給契約の廃止.....	5
37 需給開始後の需給契約の廃止又は変更にとまなう料金および工事費の精算.....	5
38 解約等.....	6
39 需給契約消滅後の債権債務関係.....	6
VII 供給方法および工事.....	6
40 需給地点および施設.....	6
41 計量器等の取付け.....	6
42 電流制限器等の取付け.....	6
VIII 工事費の負担.....	6
43 工事費負担金.....	6
44 工事費負担金の申受けおよび精算.....	7
45 需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合の費用の申受け.....	7
IX 調査および保安に対するお客様の協力.....	7
46 保安の責任.....	7
47 調査.....	7

48 調査に対するお客様の協力	7
49 保安に対するお客様の協力	7
X その他	7
50 手数料等	7
51 反社会的勢力の排除	7
別 表	9
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	9
2 燃料費調整	9
3 日割計算の基本算式	13
4 提供エリア	14
料金表	15
契約種別	15
北海道プラン	15
東北プラン	16
東京プラン	17
中部プラン	19
北陸プラン	20
関西プラン	21
中国プラン	22
四国プラン	24
九州プラン	25
動力コース	26

I 総 則

1 適用

- ① 当社が、お客様に一般の需要に応じて低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この「エコスイッチでんき約款(以下「本約款」といいます。)」によります。
- ② 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。沖縄県、および離島(離島供給約款の適用地域をいいます。)

2 約款の変更

- ① 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項又は需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定又は改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- ② ①に基づき本約款を変更する場合、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については説明を要する事項のうち、本約款の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地のみを説明し記載すれば足りるものといたします。
- ③ ①に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、電子メールの送信又は電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。
- ④ なお、需給契約変更の内容が、需給契約内容の実質的な変更を伴わない場合、当社はお知らせを省略いたします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- ① 低圧
標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルトをいいます。
- ② 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
- ③ 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます
- ④ 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- ⑤ 契約負荷設備
お客様が使用できる負荷設備をいいます。
- ⑥ 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。
- ⑦ 契約電流
契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- ⑧ 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- ⑨ 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

⑩ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

⑪ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

⑫ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

⑬ 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⑭ 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

⑮ 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

⑯ 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業者をいいます。

⑰ 託送供給等約款

電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

⑱ 離島供給約款

電気事業法第 21 条に規定され、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます。

4 単位および端数処理

- ① 本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
- ② 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ③ 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ④ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ⑤ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款に定めのない特別な事項については、本契約の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定のインターネット等を通じての申込み、書面等による申込み、電話等を通じて申込みをしていただきます。

- ① 当社が必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。
- ② 動力コースの需給契約は単体申込み及び従量電灯と同時申込みができるものとする。

7 需給契約の成立および契約期間

- ① 需給契約は、申込みを受け、一般送配電事業者の切替え手続きが完了した後、当社が承諾したときに成立いたします。
- ② 契約期間は、次によります。
 - イ. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。
 - ロ. 契約期間満了に先だって、お客様又は当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ. 最低利用期間は15(料金の適用開始の時期)で定める料金の適用開始日以降1年後の応当日までといたします。最低利用期間内に、需給契約の消滅した場合、当社が定める期日までに解約違約金として50(手数料等)で定める額を支払っていただきます。
- ③ 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみといたします。また、書面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信又はインターネット等により、お客様にお知らせいたします。

◆クーリング・オフに関するお知らせ

(法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。)

- イ. お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、申込書を弊社受付窓口へ送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」いいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。
- ロ. この場合、
 - ① お客様は違約金および損害賠償の支払いを請求されることはありません。
 - ② お客さまがすでに役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価その他金銭の支払いを請求されることはありません。
 - ③ お客さまがすでに当該契約に関連して金銭(対価の一部または全部等)を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

⑤無契約状態となる可能性があり、電気の供給が停止されるおそれがあるため、遅滞なく他の小売電気事業者と契約締結いただくか、最終保証供給を申込み必要があります。

- ハ. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- 二. クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称:株式会社エイチエム

エコスイッチでんきサービスセンター

住所:〒810-0073

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目3番6号

8 需要場所

- ① 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、②および③によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- ② 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、③によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
- ③ 構内又は建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ)各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
- (ロ)各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ)各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる

建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、動力を使用する需要に対する契約とあわせていずれかの契約種別を契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、やむをえない場合等特別の事情がある場合は協議することといたします。

10 供給の開始

- ① 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続を完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- ② 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- ③ 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

- ① 当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。共同引込線(2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合
- ② その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況、その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金・提供サービス

13 契約種別および電気料金

契約種別および電気料金に関する詳細事項等は、エコスイッチでんき料金表にて定めます。

エコスイッチでんき料金表では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等、電気料金メニューの適用期間等を定めます。

14 会員サービス

- ① お客様は会員サービスを利用することができます。
- ② サービス規約については、エイチエム会員規約に準じます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

16 検針日

検針は一般送配電事業者が定めた日(お客様の属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。)に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日といたします。

17 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

18 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客様にお知らせいたします。

19 料金の算定

- ① 料金は、お客様の使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ② 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ. 電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合
 - ロ. 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

20 日割計算

- ① 当社は、19(料金の算定)②イ又はロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、又は最低料金に適用される再生可能エネルギー 発電促進賦課金は、別表 3(日割計算の基本算式)①により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3(日割計算の基本算式)③により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 3(日割計算の基本算式)②により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー 発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー 発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3(日割計算の基本算式)(4)により算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- ② ①により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

21 料金の支払義務および支払期日

- ① お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 原則として、検針日といたします。
 - ロ 検針日に、一般送配電事業者からお客様の接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。
 - ハ 一般送配電事業者から受領したお客様の接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

② お客様の料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。

イ 口座振替払い

毎月 27 日を支払期日といたします。ただし、27 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

ロ クレジットカード払い

請求書発行日から、3 日を支払期日とし、お客様が指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。

ハ コンビニエンス払い

当社からお客様に払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日から 30 日以内といたします。

③ 支払期日から 10 日の間は、本約款第 23 条延滞利息に定める、延滞利息は発生しないものとします。

22 料金その他の支払方法

① 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法で支払っていただきます。支払方法を選択する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

② 当社は、①にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

③ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

④ 本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

23 延滞利息

お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までに支払っていただきます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。

24 期限の利益の喪失

① お客様に次の各号の事由が生じた場合、当社はお客様に対し何ら催告を要することなく、本契約を解除できるものとし、お客様は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務の弁済するものとする。なお、当社は解除日を予めお客様に通知しなければならない。

イ 支払の停止、又は破産の申立、和議開始、会社更生手続開始、民事再生開始、法人整理任意整理若しくは特別清算開始の申立があつたとき。

ロ 後見開始決定を受けたとき。

ハ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

ニ 仮差押え、保全差押、若しくは差押命令、通知が發送されたとき。

ホ 住所変更の届出を怠る等お客様に帰責事由がある場合においてお客様の所在が不明となったとき。

② お客様に次の各号の事由が生じた場合、当社はお客様に対し何ら催告を要することなく、本契約を解除できるものとし、お客様は当社の請求によって当社に対する一切の債務の期限の利益を喪失し直ちにその一切の債務の弁済をするものとする。なお、当社は解除日を予めお客様に通知しなければならない。

イ 本件契約者が債務の一部でも遅滞したとき。

ロ 本契約の定めに関連したとき。

ハ 前各号の他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

25 合意管轄

本契約に関して生じた一切の紛争については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

V 使用および供給

26 適正契約の保持

当社は、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾いただきます。なお、お客様の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

① 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備又は計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修又は検査

② 49(保安に対するお客様の協力)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務

③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査又は電気の使用用途の確認

④ 計量器の検針又は計量値の確認

⑤ 36(需給契約の廃止)①又は 38(解約等)により必要な処置

⑥ その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務又は当社又は一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29 電気の使用にともなうお客様の協力

① お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、又は当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、

もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハ又はニに準ずる場合

② お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的接続し、使用される場合は、①に準ずるものといたします。

30 違約金

- ① お客様が 38(解約等)①のニに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 10 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- ② ①の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- ③ 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

31 供給の中止又は使用の制限もしくは中止

- ① 当社又は一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 異常湯水等により電気の需給上やむをえない場合。
- ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合。
- ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
- ニ 非常変災の場合。
- ホ その他保安上必要がある場合。

- ② ①の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- ③ ①の場合には、当社は、料金の減額等は行いません。

32 損害賠償の免責

- ① 31(供給の中止又は使用の制限もしくは中止)①によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 38(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ③ 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

33 設備の賠償

お客様が故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備

を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- ① 修理可能の場合
修理費
- ② 亡失又は修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

34 需給契約の変更

- ① お客様が電気の需給契約の変更(お客様の需給契約上の地位を新たなお客様に承継する場合を含みます。)を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- ② お客様が、当社から当社への契約種別の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の手続きによって、お申込みをしていただきます。

35 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電話等により申し出ていただきます。

36 需給契約の廃止

- ① お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。
 - ② 需給契約は、38(解約等)および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

37 需給開始後の需給契約の廃止又は変更にもなう料金および工事費の精算

- ① お客様が、契約電流又は契約容量を新たに設定し、又は増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客様に支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- ② お客様が、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、又は需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客様に支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

38 解約等

- ① お客様が次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客様に対する通知により解約することがあります。
- イ お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。
- ロ 他人になりすまして各種サービスを利用した場合。
- ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、又は他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。
- ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用される場合。
- ホ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
- ヘ 28(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
- ト 29(電気の使用にともなうお客様の協力)によって必要となる措置を講じられない場合。
- チ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。

- ② お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
- なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料 300 円(1 通あたり)をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。
- イ お客様が料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合。
- ロ お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日からさらに 20 日経過してなお支払われない場合。
- ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合。
- ニ その他お客様がこの約款に違反した場合。
- ③ お客様が、36(需給契約の廃止)①による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- ④ 動力コースと従量電灯の同時申し込みを行った場合の解約において、従量電灯を解約する際は、動力コースも解約しなければならないものとします。

39 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

40 需給地点および施設

- ① 電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、託送供給等約款における供給地点といたします
- ② 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備(供給設備の施設上必要なお客様の設備をいいます。)およびその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

41 計量器等の取付け

- ① 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場

合は、お客様の所有とし、お客様の負担で取付けていただくことがあります。

- ② 計量器およびその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と一般送配電事業者との協議によって定めます。
- ③ 計量器およびその付属装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、①によりお客様が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- ④ 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- ⑤ お客様の希望によって計量器およびその付属装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客様から申し受けます。

42 電流制限器等の取付け

- ① 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。
- ② 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。
- ③ お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客様から申し受けます。

VIII 工事費の負担

43 工事費負担金

お客様が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、又は、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとまなわないうで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合があります。

44 工事費負担金の申受けおよび精算

当社が託送供給等約款に基づき 43(工事費負担金)の工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

45 需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部又は全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

IX 調査および保安に対するお客様の協力

46 保安の責任

一般送配電事業者が、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

47 調査

一般送配電事業者が、法令で定めるところによりお客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査致します。

48 調査に対するお客様の協力

- ① お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- ② 一般送配電事業者は、47(調査)を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

49 保安に対するお客様の協力

- ① 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ② お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

X その他

50 手数料等

- ① 当社は、お客様からの申出があった場合は、お客様に係る請求書(クレジットカードによるお支払いの方は利用明細書)、領収書(口座振替によるお支払いの方のみ)および期間を通じての支払証明書(最大1年)を書面にて発行いたします。
- ② ①の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお支払いいただきます。発行手数料について支払を要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

手数料名		金額(税抜)
発行手数料	請求書、利用明細書、領収書	1通につき300円
	支払い証明書	1通につき1,000円

- ③ 7(需給契約の成立および契約期間)で定める最低利用

期間内に、需給契約の消滅した場合には、当社が定める期日までに以下の額(以下「解約違約金」といいます。)を支払っていただきます。解約違約金について支払を要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

手数料名	金額(税抜)
解約金	9,250円

当社は、お客様が引越しをする場合、③に定める解約違約金の適用を除外し、又はその金額を減額して適用することがあります。

51 反社会的勢力の排除

- ① お客様には、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
 - イ 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)
 - ロ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
 - ハ 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)
 - ニ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - ホ 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
 - ヘ 特殊知能暴力集団等(イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)
 - ト その他前各号に準ずる者
- ② 当社は、お客様が①に違反していることが判明した場合、又はお客様が①に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

② 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に①に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、関西エコプラン(関西A)、関西エコプラン(関西B)関西エコプラン(関西動力)、中国エコプラン(中国A)、四国エコプラン(四国A)における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

① 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、料金種別ごとに以下の通りといたします。

北海道エコプラン(北海B 10、20、30、40、50、60) 北海道エコプラン(北海C) 北海道エコプラン(北海動力)	$\alpha =$ 0.4699	—	$\gamma =$ 0.7879
東北エコプラン(東北B 10、20、30、40、50、60) 東北エコプラン(東北C) 東北エコプラン(東北動力)	$\alpha =$ 0.1152	$\beta =$ 0.2714	$\gamma =$ 0.7386
東京エコプラン(東京B 10、20、30、40、50、60) 東京エコプラン(東京C) 東京エコプラン(東京動力)	$\alpha =$ 0.1970	$\beta =$ 0.4435	$\gamma =$ 0.2512

中部エコプラン(中部B 10、20、30、40、50、60) 中部エコプラン(中部C) 中部エコプラン(中部動力)	$\alpha =$ 0.0275	$\beta =$ 0.4792	$\gamma =$ 0.4275
北陸エコプラン(北陸B 10、20、30、40、50、60) 北陸エコプラン(北陸C) 北陸エコプラン(北陸動力)	$\alpha =$ 0.2303	—	$\gamma =$ 1.1441
関西エコプラン(関西A) 関西エコプラン(関西B) 関西エコプラン(関西動力)	$\alpha =$ 0.0332	$\beta =$ 0.3786	$\gamma =$ 0.6231
中国エコプラン(中国A) 中国エコプラン(中国B) 中国エコプラン(中国動力)	$\alpha =$ 0.1543	$\beta = 0.1322$	$\gamma =$ 0.9761
四国エコプラン(四国A) 四国エコプラン(四国B) 四国エコプラン(四国動力)	$\alpha =$ 0.2104	$\beta = 0.0541$	$\gamma =$ 1.0588
九州エコプラン(九州B 10、20、30、40、50、60) 九州エコプラン(九州C) 九州エコプラン(九州動力)	$\alpha =$ 0.1490	$\beta = 0.2575$	$\gamma =$ 0.7179

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{②の基準単価}}{1000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{②の基準単価}}{1000}$$

(ハ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

北海道エコプラン(北海B 10、20、30、40、50、60) 北海道エコプラン(北海C) 北海道エコプラン(北海動力)	37,200 円
東北エコプラン(東北B 10、20、30、40、50、60) 東北エコプラン(東北C) 東北エコプラン(東北動力)	31,400 円
東京エコプラン(東京B 10、20、30、40、50、60) 東京エコプラン(東京C) 東京エコプラン(東京動力)	45,900 円
中部エコプラン(中部B 10、20、30、40、50、60) 中部エコプラン(中部C) 中部エコプラン(中部動力)	44,200 円
北陸エコプラン(北陸B 10、20、30、40、50、60) 北陸エコプラン(北陸C) 北陸エコプラン(北陸動力)	21,900 円
関西エコプラン(関西A) 関西エコプラン(関西B) 関西エコプラン(関西動力)	27,100 円

中国エコプラン(中国A) 中国エコプラン(中国B) 中国エコプラン(中国動力)	26,000 円
四国エコプラン(四国A) 四国エコプラン(四国B) 四国エコプラン(四国動力)	26,000 円
九州エコプラン(九州B 10、20、30、40、50、60) 九州エコプラン(九州C) 九州エコプラン(九州動力)	33,500 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に①によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)、四国エコプラン(四国A)における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

② 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)、四国エコプラン(四国A)

			税抜額
関西エコプラン(関西A)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 93 銭 2 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	16 銭 2 厘
中国エコプラン(中国A)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 61 銭 3 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	24 銭 1 厘
四国エコプラン(四国A)	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 95 銭 8 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	17 銭 8 厘

ロ イ以外

		税抜額
北海道エコプラン(北海B 10、20、30、40、50、60) 北海道エコプラン(北海C) 北海道エコプラン(北海動力)	1 キロワット時につき	19 銭 3 厘
東北エコプラン(東北B 10、20、30、40、50、60) 東北エコプラン(東北C) 東北エコプラン(東北動力)	1 キロワット時につき	21 銭 7 厘
東京エコプラン(東京B 10、20、30、40、50、60) 東京エコプラン(東京C) 東京エコプラン(東京動力)	1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
中部エコプラン(中部B 10、20、30、40、50、60) 中部エコプラン(中部C) 中部エコプラン(中部動力)	1 キロワット時につき	22 銭 9 厘
北陸エコプラン(北陸B 10、20、30、40、50、60) 北陸エコプラン(北陸C) 北陸エコプラン(北陸動力)	1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
関西エコプラン(関西A) 関西エコプラン(関西B) 関西エコプラン(関西動力)	1 キロワット時につき	16 銭 2 厘
中国エコプラン(中国A) 中国エコプラン(中国B) 中国エコプラン(中国動力)	1 キロワット時につき	24 銭 1 厘
九州エコプラン(九州B 10、20、30、40、50、60) 九州エコプラン(九州C) 九州エコプラン(九州動力)	1 キロワット時につき	17 銭 6 厘

③ 燃料費調整単価等の揭示

当社は、①イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および①ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

3 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりいたします。

- ①基本料金、最低料金、最低月額料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- ②料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- イ. 関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- ロ. 四国エコプラン(四国A)の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)、四国エコプラン(四国A)それぞれの、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)、

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)、の第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、関西エコプラン(関西A)、中国エコプラン(中国A)、の第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{四国エコプラン(四国A)の場合第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

四国エコプラン(四国A)の第1段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 109 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、四国エコプラン(四国A)の第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

北海道エコプラン(北海B)プラン

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

イ. その他の料金種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ. イ、ロ又はハによって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

18(料金の算定)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

③ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

4提供エリア

※但し離島を除くこととする

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県(一部を除く)、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く)
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除く)、福井県の一部、三重県の一部、
中国電力エリア	鳥取県、島根県(一部を除く)、岡山県、広島県、山口県(一部を除く)、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県(一部を除く)、愛媛県(一部を除く)
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

エコスイッチでんき 料 金 表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	北海道エコプラン	従量電灯B
		従量電灯C
	東北エコプラン	従量電灯B
		従量電灯C
	東京エコプラン	従量電灯B
		従量電灯C
	中部エコプラン	従量電灯B
		従量電灯C
	北陸エコプラン	従量電灯B
		従量電灯C
	関西エコプラン	従量電灯A
		従量電灯B
	中国エコプラン	従量電灯A
		従量電灯B
	四国エコプラン	従量電灯A
		従量電灯B
	九州エコプラン	従量電灯B
		従量電灯C

2 北海道エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯B

イ 適用条件

(イ) 供給地が、北海道電力管内であること。

(ロ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツといたす。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとなります。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	310円00銭
契約電流20アンペア	620円00銭
契約電流30アンペア	930円00銭
契約電流40アンペア	1,240円00銭
契約電流50アンペア	1,550円00銭
契約電流60アンペア	1,860円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	21円80銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1キロワット時につき	27円52銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円35銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	228円00銭
--------	---------

② 従量電灯C

イ 適用範囲

(イ) 供給地が、北海道電力管内であること。

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供

給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
- なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	310円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円80銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	27円52銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円35銭

3 東北エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。
- ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本契約

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	300円00銭
契約電流20アンペア	600円00銭
契約電流30アンペア	900円00銭
契約電流40アンペア	1,200円00銭
契約電流50アンペア	1,500円00銭
契約電流60アンペア	1,800円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1ワット時につき	16円89銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円03銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円29銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「エコスイッチでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	238円00銭
--------	---------

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ)契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	16円89銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円03銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円29銭

4 東京エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ（ハ）を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ（ハ）を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	260円00銭
契約電流20アンペア	520円00銭
契約電流30アンペア	780円00銭
契約電流40アンペア	1,040円00銭
契約電流50アンペア	1,300円00銭
契約電流60アンペア	1,560円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円07銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円41銭

(イ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「エコスイッチでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	214円39銭
--------	---------

② 従量電灯C

イ 適用範囲

- (イ)供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ)契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
- なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ（ハ）を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①イ

によって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円07銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円41銭

5 中部エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流10アンペア	260円00銭
契約電流20アンペア	520円00銭
契約電流30アンペア	780円00銭
契約電流40アンペア	1,040円00銭
契約電流50アンペア	1,300円00銭
契約電流60アンペア	1,560円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円15銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円22銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	235円00銭
--------	---------

② 従量電灯C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに[負荷設備の入力換算容量])によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。
- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
- なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円15銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円22銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円60銭

6 北陸エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電

気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	220円00銭
契約電流20アンペア	440円00銭
契約電流30アンペア	660円00銭
契約電流40アンペア	880円00銭
契約電流50アンペア	1,100円00銭
契約電流60アンペア	1,320円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	16円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	19円75銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	20円25銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「エコスイッチでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	164円88銭
--------	---------

② 従量電灯C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2（燃料費調整）①ロ(ハ)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	220円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	16円22銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	19円75銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	20円25銭

7 関西エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯A

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上で

あるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	310円02銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円47銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円45銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円30銭

② 従量電灯B

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流

単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量 は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	360円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円29銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円28銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	20円91銭

8 中国エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のい

ずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯A

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	306円69銭
料金 電力量 料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円96銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円55銭

② 従量電灯B

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	370円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	16円44銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	21円98銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円50銭

9 四国エコプラン

電灯をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯A

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	374円00銭
電力量 料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円52銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円52銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円34銭

② 従量電灯B

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	340円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	15円43銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	20円45銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円95銭

10 九州エコプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 従量電灯B

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	270円00銭
契約電流20アンペア	540円00銭
契約電流30アンペア	810円00銭
契約電流40アンペア	1,080円00銭
契約電流50アンペア	1,350円00銭
契約電流60アンペア	1,620円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	15円92銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	21円01銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円55銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	286円72銭
--------	---------

② 従量電灯C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。
- ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「エコスイッチでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、「エコスイッチでんき約款」別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	270円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	15円92銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	21円01銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円55銭

1. 本説明書の変更および廃止

- 当社は、本説明書を変更する場合には、エコスイッチでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、エコスイッチでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。

動力コース

当社のエコスイッチでんき約款(以下、「エコスイッチでんき約款」といいます。)に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 受付条件

- ① 契約容量が3キロワット以上であること。
- ② 従量電灯1 拠点につき、低圧電力1 拠点の申込であること。

2. 料金表

本説明書における、電気料金についてはこの料金表において、定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	北海道エコプラン	動力コース
	東北エコプラン	
	東京エコプラン	
	北陸エコプラン	
	中部エコプラン	
	関西エコプラン	
	四国エコプラン	
	中国エコプラン	
	九州エコプラン	

2 北海道エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、

契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ)契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めるとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

①供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

②供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯B及び 従量電灯Cと同時 申込み	契約電力 1キロワットにつき	1,158円30銭
----------------------------	-------------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円06銭
------------	--------

へ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

3東北エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

(イ) 供給地が、東北電力管内であること。

(ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ)契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めるとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

①供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

②供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、別表2(燃料費調整)①二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、別表2(燃料費調整)①二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

従量電灯B及び 従量電灯Cと 同時申込み	契約電力 1キロワットにつき	1,138円50銭
----------------------------	-------------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 につき	夏季料金	その他季料金
	14円50銭	13円18銭

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可いたします。

4東京エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

(イ) 供給地が、東京電力管内であること。

(ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200

ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)

①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

従量電灯B及び 従量電灯Cと同時 申込み	契約電力 1キロワットにつき	1,009円80銭
----------------------------	-------------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 につき	夏季料金	その他季料金
	15円80銭	14円36銭

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可いたします。

5中部エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

(イ) 供給地が、中部電力管内であること。

(ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯B及び 従量電灯Cと同時 申込み	契約電力 1キロワットにつき	1,029円59銭
----------------------------	-------------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 につき	夏季料金	その他季料金
	15円49銭	14円08銭

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

6北陸エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

(イ) 供給地が、北陸電力管内であること。

(ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、

お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯B及び従 量電灯C と同時申込み	契約電力 1キロワットにつき	1,049円40銭
----------------------------	-------------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 につき	夏季料金	その他季料金
	11円05銭	10円08銭

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

7関西エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

(イ) 供給地が、関西電力管内であること。

(ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ)契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

①供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

②供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯A及び 従量電灯Bと 同時申込み	契約電力1キロ ワットにつき	970円19銭
----------------------------	-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時 につき	夏季料金 13円29銭	その他季料金 11円94銭
----------------	----------------	------------------

へ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

8中国エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

(イ) 供給地が、中国電力管内であること。

(ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。

(ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ)契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

①供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

②供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電氣を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯A及び従量電灯B と同時申込み	契約電力1キロワット につき	999円90銭
------------------------	-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	13円66銭	12円49銭

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

9 四国エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
 - (ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。
 - (ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電氣の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電氣の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電氣方式、供給電圧および周波数

供給電氣方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電氣方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定さ

れた値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- ① 供給電氣方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)
- なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。
- ② 供給電氣方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電氣を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯A及び従量電灯B と同時申込み	契約電力 1キロワットにつき	1,004円84銭
------------------------	-------------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	14円36銭	13円05銭

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

10 九州エコプラン

動力ご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

① 動力コース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
 - (ロ) 契約容量が原則として3キロワット以上50キロワット未満であること。
 - (ハ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電氣の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電氣の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電氣方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、エコスイッチでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1.732

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびエコスイッチでんき約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)③によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を下回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①イによって算定された平均燃料価格がエコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ロ(ハ)を上回る場合は、エコスイッチでんき約款別表2(燃料費調整)①ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

※各料金につきましては、税抜金額表記になります。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

従量電灯B及び従量電灯C と同時申込み	契約電力 1キロワットにつき	910円80銭
------------------------	-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	15円60銭	14円07銭

ハ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、低圧電力単体のお申込みは不可といたします。

4. 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、エコスイッチでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。